

常態化している米軍嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

報道によると、米軍は、本年6月27日に嘉手納基地内において午後4時31分頃から午後8時35分頃までの間に6回に分け、およそ45人の兵士がパラシュート降下訓練を行った。同訓練は令和5年12月から嘉手納基地で再開され、通算13回目となる。

沖縄県や地元自治体（三連協）をはじめ、本町議会でも同基地内でのパラシュート降下訓練の中止を関係機関に繰り返し抗議、要請したにもかかわらず、訓練が強行されたことに対し強い憤りを禁じ得ない。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺での危険性を指摘し、沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において、伊江島補助飛行場での実施が合意されている。しかしながら、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練がこれまでに27回も繰り返され同訓練が常態化していることから「例外的措置」の撤廃を強く要求する。

米軍は、伊江島補助飛行場の不具合が継続しているため固定翼機を使用した訓練が実施できないことを「例外的措置」の理由として嘉手納基地を使用する一方、令和6年1月と7月には伊江島補助飛行場で固定翼機を使用した訓練を実施した。また、伊江島補助飛行場の不具合に影響を受けない回転翼機（HH60ヘリ）を使用した訓練が本年4月21日に嘉手納飛行場で行われ、これまでの説明と矛盾しており、到底容認できるものではない。

平成18年の米軍再編ロードマップで合意された同基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の訓練強行は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 同訓練は、伊江島補助飛行場滑走路改修が完了するまでの間、国外で実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年8月14日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省特命全権大使（沖縄担当）	沖縄防衛局長		